

平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース

「ふじのくにグローバル人材育成事業」

募 集 要 項

静岡県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム」では、平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローカル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主

体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、静岡県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム（以下「本協議会」という。）が実施するふじのくにグローバル人材育成事業（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

本事業は、機構が実施する官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」として、海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」を焦点にした留学を推奨することにより、学生時代に多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。企業でのインターンシップや学生が立案した多様なプロジェクト等を経験することで、学生の、未知の課題に果敢に挑むチャレンジ精神、課題解決に向けて他者と協力して取り組む協調性やリーダーシップ及びグローバル感覚を養い、静岡と世界を繋ぎ、将来の静岡県経済界で活躍するグローバル人材を養成することを目的として実施するものです。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

2. 事業の概要

本事業は、本協議会の会員校に在籍する日本人学生等（日本への永住が許可されている学生を含む。）に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修等及び県内企業でのインターンシップの機会を提供することで、地域に根ざしたグローバル人材の育成を目的にしています。

本事業では、本県産業界の意向を踏まえ、実践的な学びを焦点に、幅広い分野において将来、本県で活躍することを希望し留学する学生であって、かつ、人物に優れた学生を支援します。

留学先での活動計画は、原則、在籍する大学の留学提携校の所在地をはじめとする諸外国で行われる学修活動と実践活動を組み合わせた計画を自らが設計することとしますが、県の地域外交重点国・地域であり、県内企業の海外進出や県内大学との交流が多いアジア圏（モンゴル、中国からパキスタン地域まで）については、進出企業や相手国政府等の支援により、幅広い分野での実践活動を提示できる場合があります。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流等）に主体的に参画する人材

本事業では、上記の人材像に加え、特に下記のような人材を支援します。

- (4) 本県の企業等への就職や、県内で自ら起業することを希望する人材
- (5) 本県の地域活性化、問題解決に貢献するという意欲を有する人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、静岡県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（3年次以上）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

- (1) プログラムの内容

【留学プログラム】

テーマに応じて次の3つの留学プログラム（コース）を設定します。

なお、在籍している学部・学科は問いません。

- A. ものづくり・地域産業コース
- B. 観光交流・地域活性化コース

C. 静岡と世界を繋ぐプロモートコース

留学先地域については、静岡県の地域外交重点国・地域である中国浙江省、韓国、台湾及びモンゴル、県内大学と交流があり実践活動先を斡旋できるベトナムダナン市、フィリピン、インド、パキスタン、協力企業の海外拠点があるタイ、インドネシア等（別紙4「静岡県が提供できる語学研修及び実践活動先一覧」参照）を想定していますが、在籍する大学の留学提携校の所在地をはじめとする諸外国を設定することも可能です。

※申請時においては、海外留学、海外での実践活動の相手方は、必ずしも確定している必要はありません。

A. ものづくり・地域産業コース

本県経済界を牽引してきた自動車産業や医薬品・医療機器産業等に加え、新エネルギー、健康福祉、ロボット、航空宇宙産業等、これからの経済発展が見込まれるものづくり分野における学修、研究や実践活動を行う留学を支援します。

B. 観光交流・地域活性化コース

本県の有する世界クラスの自然・伝統・文化を活かし、観光交流や地域の活性化に貢献することが期待できる人材が諸分野における学修、研究や実践活動を行う留学を支援します。

C. 静岡と世界を繋ぐプロモートコース

上記以外のスポーツ、芸術、政治、行政、教育、メディア、ファッション、日本文化、医療等の様々な分野における学修、研究や実践活動を行う留学を支援します。

【事前オリエンテーション及び事後報告会】

派遣留学生は、地域独自の事前オリエンテーション及び事後報告会に参加することになります。

なお、派遣留学生は、「静岡と世界を繋ぐ」をテーマとして自身で課題を設定し、県内インターンシップや海外での実践活動をもとに自ら解決策を模索し、それを企画案として取りまとめ、事後報告会で発表することとします。

(課題の例)

- ・世界における静岡の認知度向上
- ・静岡県特産品の海外販売促進・事業展開策
- ・外国人観光客等の受入れ強化・地域活性化への活用方法
- ・静岡と派遣先との持続可能なビジネス関係の構築策 等

1) 事前オリエンテーション

地域貢献に向けたプログラムの主旨・目的・課題の理解のため、平成30年7月に静岡市内で

1 日間実施します。

2) 事後報告会

平成 31 年 2～3 月に静岡市内で海外留学の成果についてのプレゼンテーションを、地域協議会のメンバーや県経済界などに向けて行います。

【事前・事後インターンシップ】

留学プログラム分野や地域の課題について理解を深めるため、派遣留学生は留学の前後に、県内の関連企業等でインターンシップに参加します。参加期間は事前と事後を合わせて 20 日以上となります。派遣先は学生採用後に、実施時期は 7 月中旬から海外留学プログラムの開始時期に応じて決定します。

インターンシップの具体的な内容については、応募学生の計画をもとに、受入企業等及び事務局と調整し、プログラムを組み立てることとなります。

また、申請時にインターンシップ先を希望することができますので、必要に応じて在籍大学等を通じて、事務局に依頼してください。

※本協議会が県内で行う事前オリエンテーションや事後報告会及び事前・事後インターンシップ等に参加する際の旅費等は、派遣留学生の自己負担とします。

<事前・事後インターンシップ先の提示>

以下に、各コースにおけるインターンシップ先等の候補企業を示します。これら以外でも、学生自らが調整するインターンシップ先を記載して申請することができます。

また、一部インターンシップ先については、海外拠点等でのインターンシップを提供できる場合があります。

なお、詳細は本協議会ウェブサイトに掲載しています。※候補企業は、順次追加します。

A. ものづくり・地域産業コース

臼井国際産業(株)、エンケイ(株)、大河原建設(株)、久保田建装(株)、(株)シズデン、浜電工業(株)、(企)針谷建築事務所、(株)松尾鉄工所、六興電気(株)静岡支店、ヤマハ発動機(株)

B. 観光交流・地域活性化コース

遠州鉄道(株)、(株)はまぞう、(株)アンビ・ア、近畿日本ツーリスト(株)静岡支店、(株)ジェイアール東海ホテルズホテルアソシア静岡、(株)JTB 中部静岡支店、(株)静岡中島屋ホテルチェーン、(株)ホテルグランド富士、(株)ホテルコンコルド浜松、名鉄観光サービス(株)静岡支店

C. 静岡と世界を繋ぐプロモートコース

鈴与(株)、(株)ヤタロー、良い広告(株)、(株)エイエイピー静岡支店、春日印刷工業(株)、(株)共立アイコム静岡支店、(株)静岡伊勢丹、(株)静岡情報処理センター、(株)静鉄アド・パートナーズ、すみやグッディ(株)、(株)竹酔、(株)ピーエーシー、(株)兵庫楽器店、(株)モンパルナス、(株)ユアーズ静岡

【日本代表プログラムの事前及び事後研修】

- ・各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。
※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①平成30年8月11日から平成31年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画。なお、原則として日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。
- ②諸外国における留学期間が28日以上2年以内（3か月以上推奨）の計画
※留学期間が1年以上かつ支援期間が13か月以上となる計画の支援人数は、支援予定人数全体の1割を上限とします。留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。
※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。
- ③留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画
※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。
- ④日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
- ⑥留学先が、外務省の海外安全ウェブサイトにおける「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画
(注意)：採用決定後、留学までの期間中に、留学先が「レベル2」以上に該当する地域になった場合には、留学先国・地域の変更を指示することがあります。留学期間中に、留学先が「レベル2」以上に該当する地域になった場合には、奨学金の支給を見合わせる必要があります。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本制度の審査は、“静岡県産業界を中心に社会で求められる人材”、“静岡県と世界を繋ぐ人材”、“静岡県の発展に貢献できる人材”を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

(1) 求める人材

本要項の「3. 求める人材像」で示したような人材であること。特に3.(4)(5)を重視する。

(2) 学修・実践活動計画

1) 学修・実践活動の目標、達成目標

- ①明確な目的、達成目標の設定
・審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

②達成目標の適切性

- ・学修・実践活動の達成目標が適切に設定されていること。

2) 実践的な取組

- ・実践活動の内容が、座学や知識の蓄積型ではない活動であること。また、審査の基本方針に応じた内容であること。

3) 学修・実践活動の発展性

- ・学修・実践活動により得た成果を、将来的に産業界を中心に活用できるようなビジョン、取組があること。また、審査の基本方針に応じた内容であること。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

※詳細は別紙1-1、別紙1-2、別紙2を参照。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計5名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1割程度を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(11)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 原則として、日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※詳細は別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 参照

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

(注) 採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、すでに支給している奨学金等の返納を求めます。

(7) 平成30年 4 月 1 日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※日本学生支援機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能であるが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行うこと。

(9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航開始前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コースで派遣留学生に採択された学生は、支援の対象となります。

(10) 本制度の平成30年度後期（第9期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）及び平成30年度（第4期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生。

(11) 本協議会の会員校（静岡英和学院大学・同短期大学部、静岡県立大学・同短期大学部、静岡産業大学、静岡大学、静岡福祉大学、静岡文化芸術大学、静岡理工科大学、順天堂大学保健看護学部、聖隷クリストファー大学、総合研究大学院大学生命科学研究科遺伝学専攻、東海大学海洋学部、東海大学短期大学部、東京女子医科大学看護学部、常葉大学、常葉大学短期大学部、日本大学国際関係学部・同短期大学部、沼津工業高等専門学校、浜松医科大学、浜松学院大学・同短期大学部、光産業創成大学院大学）に在籍する日本人学生等で、将来本県の企業等への就職や自ら起業することにより、本県の地域活性化に貢献する意欲を有する学生。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

(1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。

(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省から送付された「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した本協議会ウェブサイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

(1) 公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムウェブサイト（トビタテ専用）

URL : <http://www.tobitateshizuoka.com>

(2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①平成30年度後期（第9期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1） … 1部

②自由記述申請書及び留学先機関の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し … 1部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等にて設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限：平成30年4月18日（水）17時必着

書面審査（一次審査）：平成30年5月

書面審査結果の通知 : 平成30年5月18日(金)

在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査(二次審査) : 平成30年5月26日(土)・27日(日)

場所: 静岡市内

審査方法: 個人面接・グループディスカッション審査

採否結果の通知 : 平成30年6月中旬

事前オリエンテーション: 平成30年7月上旬(予定)

事前インターンシップ : 平成30年7月～8月

日本代表プログラムの事前研修(1泊2日):

平成30年8月～12月に留学を開始する派遣留学生

関東会場(予定)

①平成30年7月30日(月)、31日(火)

②平成30年8月1日(水)、2日(木)

③平成30年8月4日(土)、5日(日)

④平成30年8月6日(月)、7日(火)

関西会場(予定)

⑤平成30年8月9日(木)、10日(金)

平成31年1月～3月に留学を開始する派遣留学生

関東会場(予定)

⑥平成30年12月(予定)

※①～⑥のいずれかに参加していただきます。

海外留学の開始 : 平成30年8月11日(土)以降

事後インターンシップ : 平成30年9月以降

日本代表プログラムの事後研修(1泊2日):

帰国後、直近に開催される事後研修に参加する必要があります(詳細はP11.13のとおり)。

事後報告会 : 平成31年3月

13. 留学状況報告書の提出と事後研修

派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修受講後1か月以内に「留学状況報告書」を提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後1年以内に、年4回（3月、6月、9月、12月予定）開催する日本代表プログラムの事後研修（1泊2日）のいずれか1回に参加していただきます。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ウェブサイト <http://ryugaku.jasso.go.jp/>

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情



報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する際には事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び日本学生支援機構等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 （学校担当者専用）

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

住所：静岡市葵区追手町9番6号

静岡県文化・観光部総合教育局大学課

電話：054-221-3557

FAX：054-221-2905

メール：daigaku@pref.shizuoka.lg.jp